



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヒマラヤ
代 表 者 代表取締役社長 野水 優治
(コード番号 7514 東証・名証第一部)
問い合わせ先 常務取締役 増田 康裕
(TEL : 0 5 8 - 2 7 1 - 6 6 2 2)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より次の行為に関し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けるとともに、既にそれぞれ適切に是正していることを報告致します。

- (1) 下請事業者に対し、当社が P B 商品の仕入代金を減額した行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。

当社は、減額分につきましては、平成 26 年 6 月 24 日までに当該下請事業者に全額を返還いたしました。

- (2) 下請事業者に対し、当社が P B 商品の返品を実施した行為が、下請法第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。

当社は、返品分につきましては、平成 25 年 1 月 16 日までに当該下請事業者から全商品を受領いたしました。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施することなどを行い、再発防止に努めてまいり所存でございます。

また、上記行為が当社業績に及ぼす影響は軽微であり、平成 26 年 8 月期決算業績予想における修正はございません。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

以上